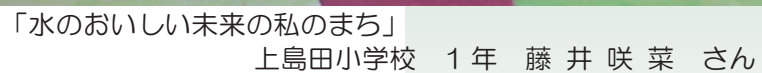


- 1 策定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の対象範囲
- 4 計画の対象期間

「未来の光市」絵画コンクール  
市長賞



## 1 策定の趣旨

### (1) 緑の基本計画とは

「緑の基本計画（以下「本計画」といいます。）」は、都市緑地法第4条に基づく計画で、都市の自然と地域の特性を把握し、市町村が策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」です。

### (2) 目的

都市化が進展した現代社会において、緑は、市民生活に潤いや安らぎをもたらし、町並みの風景を形作るとともに、都市のオープンスペースとしてレクリエーションの場となっています。また、地球規模で進む環境問題、健康や防災に対する市民意識の高まりなど、市民生活のあらゆる場面で、緑が果たす役割は大きくなっています。

このため、緑を取り巻く現状や課題を踏まえつつ、本市が将来にわたって緑豊かで快適な都市づくりを総合的かつ計画的に進めるための新たな指針を策定し、市域における緑地の適正な保全や緑化の推進に関する方向性を定めようとするものです。

### (3) 対象とする緑

本計画では、公園や広場、森林や農地、街路樹などに限らず、海岸や河川などの水辺空間、さらには、家庭の生垣や花壇などの土地や空間を、幅広い都市の緑として位置付けます。

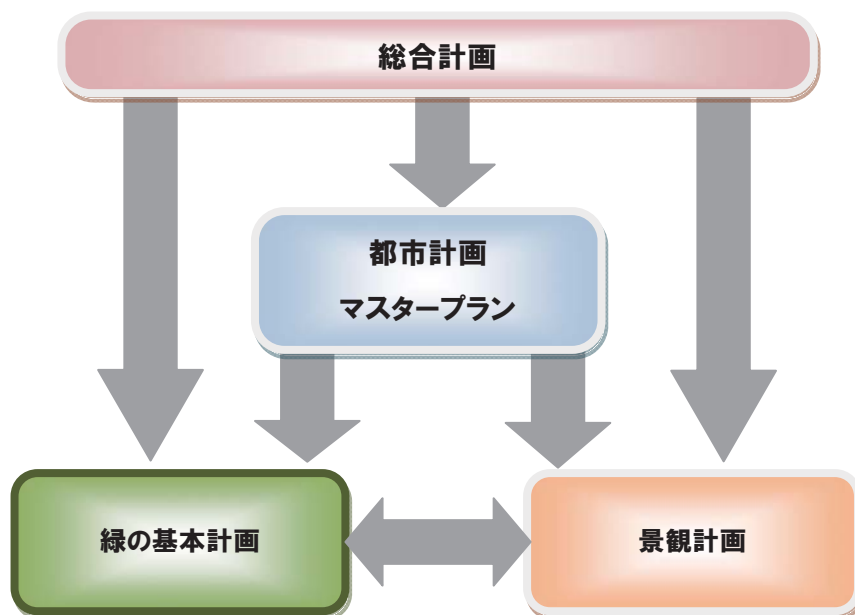
## 2 計画の位置付け

### (1) 計画の位置付け

本計画は、「市町村の建設に関する基本構想（以下「総合計画」といいます。）」に即し、「市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」といいます。）」に適合する計画として策定するものです。

また、本計画は、本市が今後策定することとしている「良好な景観の形成に関する計画（景観計画）」をはじめ、本市及び関係機関の関連計画等との整合を図る必要があります。

#### ■ 本計画の位置付け



## (2) 理念や上位計画等の整理

### ① 市民憲章（平成17年10月2日制定）

市民憲章は、市民一人ひとりが主体的かつ実践的に「理想的なまちづくり」に参加するための行動規範として、自然敬愛や環境愛護などを呼びかけています。

#### ●本文（一部抜粋）

1 ふるさとの自然を愛し 花と緑の豊かな まちをつくりましょう

本市は、美しい砂浜の青い海、清らかな川、緑の山々など、天与の豊かな自然に恵まれています。光市民は、こうした「ふるさとの自然」を心から愛し、共生を図りながら、美しいまちづくりに努めていきます。

### ② 自然敬愛基本構想（平成18年2月策定）・自然敬愛都市宣言（平成18年3月採択）

#### ●自然敬愛基本構想の基本理念

『自然の創造と保全～次世代へ引き継ぐために～』

市民一人ひとりがふるさとの豊かな自然環境を守り育て、次世代へ引き継ぐため、自然の恵みに感謝し、自然を敬愛し、自然の摂理にかなった、快適でうるおいとやすらぎのあるまちづくり、ふるさとづくりを進めることを宣言し、基本構想として掲げています。

#### ●自然敬愛都市宣言（一部抜粋）

- 1 自然の偉大さ、やさしさ、きびしさを知り、自然に学びふれあい、豊かな心を育みます
- 2 美しい緑、清らかな水、さわやかな空気のもと、ふるさとのかけがえのない自然を創意と工夫をもって守ります
- 3 自然を敬愛する心を養い、はかりしれない自然の恵みに感謝します

### ③ 総合計画

#### ●まちづくりの基本理念

『共創と協働で育む まちづくり』

本市では、市民やNPOをはじめとする市民活動団体、さらには、地域の企業がともに協力・連携を図りながら公的な役割を分担することで、全ての市民がまちづくりの主役となり、ともに手と手を携えながら支えあう「共創と協働」をまちづくりの基本理念としています。

#### ●都市の将来像

『人と自然がきらめく 生活創造都市』

光市に暮らし、働き、訪れる全ての人々がともに手を携えて、理想のまちを築いていくための未来に向けたあるべき姿を示すもので、人やまちを大切にし、真に豊かさが実感でき、自然環境と共生するまち、すなわち、人や自然に目を向けた「人が生きていくための理想的な生存空間」を、全ての市民とともに築いていきたいという強い決意を込めて定めたものです。

### ④ 都市計画マスタープラン

#### ●将来都市像

『人の活力と豊かな自然が調和した 多核連携によるコンパクトな都市』

地域ごとにまとまった拠点地区を都市の「核」とし、人の暮らしと自然の営みの調和を図りながら、「核」と「核」、人と人が相互に連携し、つながりを深め、機能や役割を補い合うことにより、都市としての充実を図ります。

#### ●水とみどりの方針

瀬戸内海国立公園に指定され、「日本の渚・百選」などにも選定されている室積・虹ヶ浜海岸や、多くの水鳥が飛来する島田川などの豊かな自然環境の保全・保護に努めるとともに、市民の憩いの場やレクリエーション空間として有効的な活用を図るため、水辺の環境軸と森の環境軸を効果的につなげるネットワークを形成するなど、多様な視点から、緑あふれる都市づくりを進めることとしています。

### 3 計画の対象範囲

一般的に、「緑の基本計画」は、主として都市計画区域を対象に策定されるものですが、本市では、都市計画区域外である牛島（尾島を含みます。）においても、県指定天然記念物のモクゲンジ群生地や市指定天然記念物のタブノキなど、保全すべき緑が数多くあること、また、牛島全域が県指定の鳥獣保護区特別保護地区になっていることなどから、牛島を含めた本市の行政区域全域を本計画の対象範囲とします。

### 4 計画の対象期間

本計画は、長期的な緑のまちづくりの将来像を展望して策定するものであり、策定から20年後の平成43年度（2031年度）までを対象期間とします。

まちづくり・フォトコレクション「未来に伝えたい風景」  
カメラ付き携帯電話の部 入賞



「春 新一年生」（撮影場所：光スポーツ公園）  
金本美起さん